

「キャリア権」とは何か？

ジョブ型導入、転勤政策見直し、兼業・副業容認など、日本の従来の人事慣行と異なる動きを法的に考察する。



法政大学 名誉教授 諏訪康雄

職業の展開を巡る法的な基盤

キャリア権は「人々が意欲、能力、適性に応じて希望する仕事を準備、選択、展開し、職業生活を通じて幸福を追求する権利」である。

キャリア (career) は、広い意味で「人生」そのもの、つまり個人の生き方の展開・履歴となる。他方、狭い意味では「職業生活」、つまり職業を巡る一連の活動の展開・履歴を意味する。前者を人生キャリアと呼び、後者を職業キャリアと呼んで区別することもある。

キャリア権は、広義では生き方の展開を法的に基礎付け、狭義には職業の展開を巡って法的な基盤を提供する。ここでは、後者について検討してみよう。

基本的人権規定の中に散在

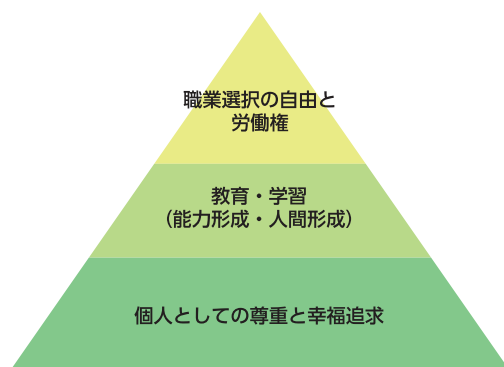
キャリア権は、そうしたキャリアを法的に支える基盤である。教育と学習により職業の能力形成を準備し、継続し、職業を開始し、展開し、しゅうえん終焉していく一連の過程を主体的に決定する意義を認め、職業を核にして人生を有意義なものにし、人間的にも成長していく生き方である職業生活を、法の世界において尊重し、明確に位置付け、支援していこうとする。

人は、個人として尊重され、その幸福追求の権利は公共の福祉に反しないかぎり、立法その他の国政の上で最大の尊重が必要とされる。基本となる教育と学習が保障され、職業選択にあ

たっての自由、労働の権利が規定されるといった、職業キャリアの諸局面への対応は、基本的人権規定の中に散在する。

憲法に埋め込まれた、個人の尊重・幸福追求権(13条)、法の下での平等(14条)、意に反する苦役からの自由(18条)、職業選択の自由(22条)、教育・学習権(26条)、さらに労働権(27条)などである。

キャリア権概念は、これらを体系的に再構成し、**下図**のように、個人としての尊重と幸福追求という一層目の上に、教育・学習という能力形成・人間形成を巡る二層目が載り、さらに職業選択の自由と労働権といった三層目が重ねられるかたちで、過去から未来へとつながる連鎖としてのキャリアという視点から統合化する。



一層目と二層目においては必ずしも職業だけに限定しないキャリアの基盤を巡る憲法上の保障(広義のキャリア=人生キャリアの法的基盤)が認められ、これを前提にさらに三層目で職業